9月20日(金)「修学旅行事前学習 人権講話」3年生

3年生は、9月25日~27日にかけて修学旅行に出発します。今回訪問する場所の一つである「長島愛生園」は、1930年11月20日に日本初の国立療養所として誕生しました。過去に療養所として使われていたこの施設は、現在、歴史館としてリニューアルされ、全国の小・中・高校からハンセン病問題をはじめ人権学習のための訪問依頼が後を絶ちません。

今回、修学旅行の事前学習として、ハンセン病の正しい知識、ハンセン病問題に係る国の施策・法律・司法判断、入所者の方の思い等を学びました。2001年「ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟」でハンセン病に対する理解は格段に向上しましたが、社会的弱者に対する偏見・差別はなお根強いものがあります。今回学んだ内容を、修学旅行での研修からさらに深め、基本的人権を大切にできる意識を高めていくことを期待します。



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (2009年施行、2019年改正) 「ハンセン病問題」とは、 「国によるハンセン病の患者に対する 隔離政策に起因して生じた問題であって、 ハンセン病の患者であった者等、及びそ の家族の福祉の増進、名誉の回復等に関 し現在もなお存在するもの」(第1条)

